

【「子供の貧困対策に関する大綱」の体系】

資料作成：湯澤直美

領域	大項目	中項目	小項目(施策内容)	
教育の支援	(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	学校教育による学力保障	少人数習熟度別指導・放課後補習等の為に教職員等の指導体制を充実し、きめ細やかな指導を推進 学力や学校運営等に課題がある市町村に、国が改善方策の専門的助言等を支援 子供の貧困の理解を深めるため、免許更新講習や関連講習、校内研修等の開設を促進	
		学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	スクールソーシャルワーカーの配置を推進し、福祉部門と学校等との連携強化を図る スクールカウンセラーの配置推進を図る	
		地域による学習支援	家庭教育支援チーム等による保護者に対する家庭教育支援の充実 放課後子供教室や学校支援本部等、放課後等の学習支援の充実 学習支援・生活支援をするNPOやフリースクール等と自治体との連携の促進 コミュニティ・スクールの設置促進により、地域による学習支援等の促進・充実	
		高等学校等における就学継続のための支援	高校中退防止のため、①高等学校に人材を配置、②優れた取組を推進 高校中退者等の情報をハローワークと共有し就労支援や復学・就学の情報提供の充実 高校中退者の再入学につき、高等学校等就学支援金相当額を最長2年支給 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育の充実 専門的職業人の育成を目的に、専門高校における調査研究を推進	
	(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上			幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進 幼稚園・保育所・認定こども園の利用料の低所得世帯の負担軽減を図る 保幼小連携の推進や教職員の資質向上のための研修の充実等の方策の検討 家庭教育推進チーム等による学習機会の提供や相談や対応、地域の居場所づくり等の推進
		(3) 就学支援の充実	義務教育段階の就学支援の充実	就学援助ポータルサイト(仮称)を整備し、各市町村における就学援助の活用・充実 義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を実施 研修会実施による教職員の理解増進 スクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実
	「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」等による経済的負担の軽減		高等学校等就学支援金制度の着実な実施 高校生等奨学給付金制度の着実な実施 私立高等学校等の授業料減免等に対する補助を行う都道府県への支援 国立学校における貧困状況にある子供の受入れの拡大を図る	
	特別支援教育に関する支援の充実		特別支援教育就学奨励費等を通じた障害のある児童生徒等への支援の充実	
	(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	無利子奨学金制度の充実 より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討 学生宿舎整備の円滑な実施のために大学等の整備手法に関する情報提供の実施	
		国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援	大学等の授業料減免などにより修学支援を推進 専門学校生に対する経済的支援について総合的に検討	
	(5) 生活困窮世帯等への学習支援			生活困窮者自立支援法により学習支援事業を実施 児童養護施設等で暮らす子供に対する学習支援の推進 ひとり親家庭への児童訪問援助員の派遣や学習支援ボランティア事業によるピア・サポート 放課後等の学習の充実とNPO等と自治体との連携の促進(再掲) スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等による教育相談体制の整備充実 大学等奨学金事業の充実等による経済的負担の軽減
		(6) その他の教育支援	学生のネットワークの構築	学生相談室等に学生が集う場所の設置、ピア・サポートの整備等により大学等の取組を促進
	夜間中学校の設置促進		夜間中学の設置を促進	
	子供の食事・栄養状態の確保		生活保護制度や就学援助制度による学校給食費の補助を実施 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図る	
	多様な体験活動の機会の提供		児童養護施設児童を対象に、国立青少年教育施設で体験の場を提供、成果を周知 子どもゆめ基金により、貧困状況にある子供を支援する民間団体の体験活動への助成を実施	

領域	大項目	中項目	小項目(施策内容)
生活の支援	(1) 保護者の生活支援	保護者の自立支援	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業、家計相談支援事業の実施 ひとり親家庭に就業支援専門員の配置、家庭生活支援員の派遣、生活支援講習会等の実施
		保育等の確保	待機児童解消を目指し保育所の整備等の取組の推進 一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的整備 保育所や放課後児童クラブのひとり親家庭への特別の配慮につきその他事業への適用検討 指定保育士養成施設の養成過程で子供の貧困に関する保育士の理解を深めるよう努める
		保護者の健康確保	ひとり親家庭の育児や家事、健康管理等に対応する相談支援の実施 ひとり親家庭が相談し支え合う場の提供 福祉事務所においても、保健センター等と連携し健康面の専門的対応を実施 乳幼児全戸家庭訪問による相談・助言の実施、支援を要する妊産婦の居宅での相談・助言
		母子生活支援施設等の活用	専門的・継続的支援を要する母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設の活用
	(2) 子供の生活支援	児童養護施設等の退所児童等の支援	児童養護施設児童等退所児童のアフターケアの推進、身元保証確保の事業の実施と周知
		食育の推進に関する支援	乳幼児健康診査等の栄養指導の機会を活用し、地域における食育の推進 「児童福祉施設における食事の提供ガイド」により、必要な栄養量の確保・栄養管理の実施 「保育所における食事の提供ガイドライン」を参照し、家庭・地域・福祉・教育分野等と連携 児童養護施設における家庭養護の促進や運営指針の活用を通じ、食の力を活用した支援
		ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業や学習支援事業の実施と個別的支援 待機児童解消を目指し保育所の整備等の取組の推進(再掲) 一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的整備(再掲) 保育所や放課後児童クラブのひとり親家庭への特別の配慮を他事業への適用検討(再掲)
		(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	関係機関の連携 自立相談支援事業を活用し、関係機関が連携して地域でネットワーク構築する取組の検討
	(4) 子供の就労支援	ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	ひとり親家庭の子供への就業支援、就業講習会の実施、就業情報の提供 児童養護施設児童等退所児童のアフターケアの推進(再掲)
		親の支援のない子供等への就労支援	新卒応援ハローワーク・わかものハローワーク等を中心に正規雇用に向け就職支援
		定時制高校に通学する子供の就労支援	ジョブサポーター等による定時制高校生も応募可能な求人の開拓、就職支援の実施
		高校中退者等への就労支援	高校中退者等の情報をハローワーク・若者の就労支援機関で共有し、支援を実施
	(5) 支援する人員の確保等	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能	児童養護施設の職員配置基準の見直し、里親支援担当職員の配置の推進 新たに里親になる人材の発掘について、自治体の先進的取組を紹介
		相談職員の資質向上	児童相談所職員の専門性強化のための研修など、相談機能の強化の取組の支援 ひとり家庭等の相談関係職員やケースワーカー・就労支援員等に対する研修の実施
	(6) その他の生活支援	妊娠期からの切れ目ない支援等	身近な地域で妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを図る 福祉事務所においても、保健センター等と連携し健康面の専門的対応を実施(再掲)
		住宅支援	公営住宅の優先入居、多子世帯への地域優良賃貸住宅の家賃低廉化、子育て世帯の民間賃貸住宅入居の情報提供等、子育て世帯等の居住の安定の支援 母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭の住宅支援の実施 生活困窮者自立支援法による離職等による住居喪失者等に住居確保給付金を支給

領域	大項目	中項目	小項目(施策内容)
保護者に対する就労の支援		親の就労支援	ひとり親家庭に就業支援専門員を配置し(再掲)、キャリアアップ・転職支援の実施
			児童扶養手当受給者に対し自立支援プログラム策定により就業を軸にした自立支援を図る
			高等職業訓練促進給付金等事業によるひとり親家庭の就業支援
		親の学び直しの支援	母子家庭の母等の各種雇用関係助成金の活用の推進
			生活困窮者・生活保護受給者に就労支援による支援や就労準備段階の支援などを実施
			生活保護受給者に就労活動促進費、就労自立給付金の支給
就労機会の確保	自立支援教育訓練給付金事業の活用により親の学び直しも含めた就労支援を推進		
	ひとり親家庭の親が高等学校等に就学する場合、一定の要件で就学費用を支給		
経済的支援			ひとり親家庭の親の在宅就業支援の推進
			各府省庁における母子福祉団体等からの物品及び役務の優先調達に努める
			児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
			ひとり親家庭支援施策の調査・研究の実施の検討
			母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
			教育扶助の支給方法
生活保護世帯の子供の進学時の支援	児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直しにつき、事務の円滑な履行に努める		
	ひとり親家庭の就業支援や経済的支援等自立支援の効果について調査・研究の実施の検討		
	母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大につき、貸付事務等の円滑な履行に努める		
養育費の確保に関する支援	生活保護の教育扶助は学校長に直接支払可能であり、この仕組みの適切な実施		
	生活保護世帯の高校進学の入学金・入学料等の支給、高校生の就労収入のうち本人の大学等の進学費用経費は収入認定しない取扱い		
その他			母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費の相談支援の実施
		国際化社会への対応	経済状況にかかわらず意欲ある青年に対する参加支援等に努める

「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)をもとに作成

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/index.html>